

2022 年度（令和 4 年度）政務活動費の公表にあたって

2023 年 7 月 1 日

日本共産党岡山県議団

副団長 須増伸子

1. 日本共産党県議団は「政務調査費の交付に関する条例」が制定（2001 年）されて以来、政務活動費の会計帳簿と全ての領収書を「自主公表」し、今年で 22 回目の公表を迎えました。

日本共産党県議団は、条例にもとづく公表をおこなうとともに、会派独自に、団会費分も含んだ全ての領収書と証拠書類を、県議会控室で「自主公表」してきました。同時に、団ホームページでも使途および支出金額の一覧表や帳簿を「自主公表」しています。

県議会では、2015 年度（H27 年度）公表分から、すべての領収書が公表の対象となりました（2015 年 2 月条例改正）。しかし、使途の内容を示す証拠書類および「会費」（次項参照）の領収書と証拠書類については、H28 年度から自主的に提出すれば公表されるものの、提出義務はありません。日本共産党県議団は証拠資料を含めての提出を行っていますが、議会全体としても、議会ホームページでの領収書公表や、証拠資料の提出も含め、すべての関係書類の公表を義務づけるよう求めてまいります。

2. 「政務活動費マニュアル」では、議員団（会派）としておこなった調査研究や広報（ニュース）、事務局員の雇用などは、各議員が「会費」として拠出し、「調査研究費」に計上することになっています。この「会費」制には大きな問題があります。それは、「会費」として県議団（会派）が発行した領収書だけしか公表対象になっていないため、「会費」が何に使われたのかわからないことです。

「会費」の原資もまた、議員に支給された政務活動費であり税金です。私的にはもちろん、政党活動等に流用することは許されません。紛らわしい場合には、県民が納得できるように説明責任を果たすのが筋だと思います。その点で、日本共産党県議団は、支出の根拠や調査活動の内容を記載した証拠書類（報告書等）についても公表対象にするべきだと考えており、「会費」についても領収書および証拠書類の公表を引き続き求めています。

3. 政務活動費は議員毎に年額 420 万円支給されますが、支出総額との間で残余がある場合は返還することになっています。政務活動費は議員それぞれ 420 万円支給されています。本年の返還額は、420 万円支給のうち、氏平が 50 万 1,147 円、須増が 17 万 9,519 円となりました。

4. 政務調査活動の質を向上させ、議会活動を豊かにするため、団として調査研究委託に取り組んでいます。2022年度も外部の専門家等への調査委託をし、幅広く住民の声をうかがう機会をもちました。本年度の調査研究委託1件の詳細は以下です。

○＜温室効果ガス排出量公表制度の分析（継続）＞

団会費にて支出 水島地域環境再生財団に調査研究委託

公益財団法人「水島地域環境再生財団」に委託し、岡山県が2010年度から実施している「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」により報告されたデータを分析し、岡山県の地球温暖化防止対策に生かそうとするもので、今回14回目となります。温室効果ガス排出削減のとりくみは継続するものであり、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の経年変化のデータ分析を行い、実績と評価をもとに課題と政策、今後の提言が出されます。特に環境分野だけでなく地域産業や雇用、まちづくりなども視野に入れた、新しい環境に配慮した時代の提言がしめされます。

岡山県が2050年までに排出ゼロ宣言をしました。岡山県もGHG制度もこの実現向け政策手段の変革を求められています。中長期目標、温室効果ガスの内訳、生産活動量に関する情報と数字の変更が今後必要となっています。特に、提言では、事業者系の温室効果ガス削減に向けた戦略的な事業所の利益にもなる提案をいただいています。

2022年6月議会のすます伸子議員の一般質問にて、気候変動問題について提案を取り上げました。（①中小企業者等への支援、②県営住宅の改修住居の断熱性能を上げること。）岡山県の取り組み強化のため引き続き提言を参考に議会で積極的な提案活動を進めたいと考えています。

また、岡山県の地球温暖化防止のためのシンポジウムを開催し、水島財団にzoom配信も含めた事務局の役割を果たしていただき実施しました。

5. 政務調査活動は議員が議員として活動する上で極めて重要な活動です。しかし、その財源は県民の税金であり、支出にあたっては1円たりとも不適正であったり、不透明であったりしてはならないというのが、私たちの基本的な立場です。

自主公表を通じて、県民のみなさんのご指摘をいただきながら、いっそうの改革を図る決意です